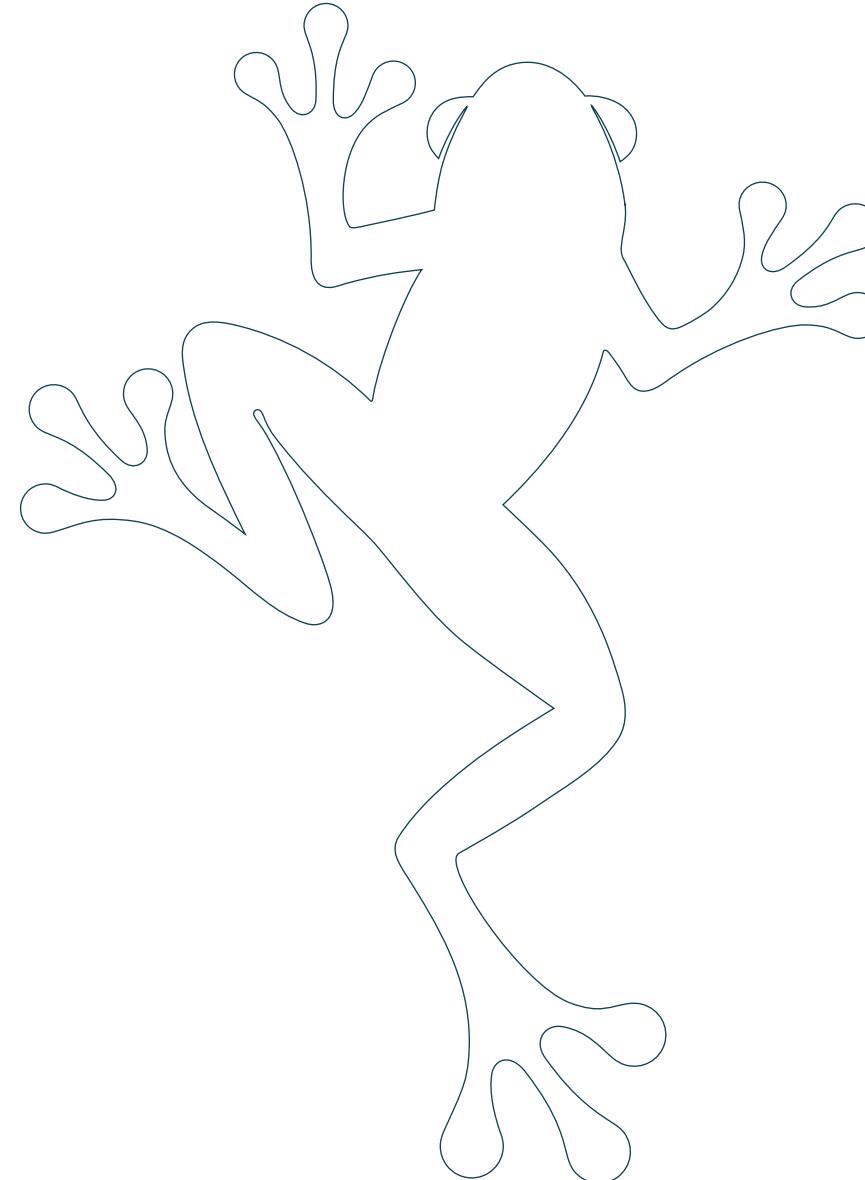


レインフォレスト アライアンス 持続可能な農業 基準

サプライチェーン要件



レインフォレスト・アライアンスについて.

レインフォレスト・アライアンスは、自然を守り、農業生産者や森林地域に暮らす人々の生活レベル向上のために、社会と市場の持つ力を役立て、より持続可能な世界を目指します。

翻訳免責事項

翻訳に含まれる情報の正確な意味合いに関する質問がある場合は、英語の公式版を参照してください。翻訳で生じた意味の不一致や差異には拘束力がなく、

審査や認証には一切影響しません。

詳細について

レインフォレスト・アライアンスの詳細については、www.rainforest-alliance.orgにアクセスするか、info@ra.orgにお問い合わせください。

発行日

2020年6月30日

拘束力を持つ日

2021年7月1日

失効日

別途通知があるまでの間

開発者

レインフォレスト・アライアンス基準と保証部

承認者

サプライチェーン最高責任者

リンク先(該当する場合の資料のコードと名前)

SA-S-SD-1-V1 レインフォレスト・アライアンス2020 持続可能な農業基準、農場要件

差し替え資料

UTZ 加工・流通過程管理基準、2015年第1.1版 + 関連する農作物の付属書類
レインフォレスト・アライアンス加工・流通過程の管理基準2015年第3版

条項または要件番号と文章(該当する場合)

該当無し

該当者

サプライチェーン認証保有者

国/地域

すべて

農作物

樹木作物(コーヒーやココアなど)、茶類、果物(バナナ、ココナッツ、パイナップルなど)、ナッツ類(ヘーゼルナッツなど)、ハーブ類とスパイス、切り花。野菜とバーム:要確認

組織のタイプ

単一および複数施設の組織

目次

はじめに

認証の再構築	4
2020 持続可能な農業基準:サプライチェーン要件	4
基準開発	4
2020 認証プログラム	5
サプライチェーン要件の概要	6
認証保有者のリスクプロファイルの個別の状況の考慮	7

第1章:管理

1.1 管理	8
1.2 運営	9
1.4 内部監査および自己評価	9
1.5 苦情解決制度	10
1.6 ジェンダー平等	11

第2章:トレーサビリティ

2.1 トレーサビリティ	12
2.2 オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	13
2.3 マスバランス	14

第3章:収入と責任の共有

3.2 サステイナビリティ差額	16
3.3 サステイナビリティ投資	17
3.4 生活賃金支払いに対するサプライチェーンの貢献	17

第5章:社会面

5.1 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの事前評価対処方式	19
5.2 結社の自由	20
5.3 賃金と契約	22
5.5 勤労条件	23
5.6 健康と安全	25

第6章:環境

6.6 廃水管理	28
----------	----

付属文書

1 用語集	16
4 改善プロトコル	17
6 トレーサビリティと責任の共有	18

はじめに 私たちの展望

認証の再構築

2018年のレインフォレスト・アライアンスとUTZの合併は、私たちの経験を組み合わせ、持続可能な農業と関連するサプライチェーンが現在直面している課題に適合した認証に対する強力で前向きな取り組みを開発する良い機会となりました。

「認証の再構築」は、一連の主要原則（改善の継続、データ活用、リスクベースの保証、個別の状況の考慮、そして責任の共有）に基づく私たちの長期的な展望です。

2020持続可能な農業基準 サプライチェーン要件

持続可能性への取り組みは、農場内にとどまるものではありません。認証サプライチェーンは、生産者がより持続可能に運営できるようにするために、より多くの支援を提供しなければなりません。レインフォレスト・アライアンス2020認証プログラムでは、透明性だけでなく、サプライチェーン全体の企業による責任ある商慣行を促進することを目指しています。

認証の再構築への第一歩として、持続可能な農業基準のサプライチェーン要件では、各認証保有者の状況に適応した一連の要件、持続可能性リスクを特定および管理するためのリスク査定の強化、持続可能な生産に対して生産者に報酬を与え、持続可能性目標を達成するための投資を目指す責任の共有要件など、数々の刷新を導入します。

これらの刷新の詳細については、レインフォレスト・アライアンスのウェブサイトにある「2020持続可能な農業基準 - 序文」の文書をご覧ください。

農場要件とサプライチェーン要件を合わせて、レインフォレスト・アライアンスの持続可能な農業基準が形成されます。認証保有農場に適用される要件は、農場要件の資料に記載されています。認証保有サプライチェーンに適用される要件は、サプライチェーン要件の資料に記載されています。これは、これらの2つの文書の章番号に差異がある可能性があることを意味します。

基準開発

レインフォレスト・アライアンスはISEALの正規会員です。2020持続可能な農業基準は、その関連する部分に関しては、ISEALの「優良実践に関する基準設定規約（Standard-Setting Code of Good Practice）」に従って開発されており、文書に関連性と透明性があり、利害関係者の利益のバランスが反映されることを徹底しています。



2020 認証プログラム

レインフォレスト・アライアンス2020認証プログラムは、認証の再構築のための取り組み基盤を提供します。新しい基準、保証システムおよび関連データと技術システムは、レインフォレスト・アライアンス認証を持続可能な農業生産とサプライチ

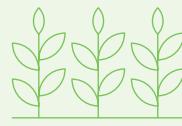
ーンを支援するための必須ツールとして使用する世界中の多くの人々と企業に、より高い価値を提供するように設計されています。

2020認証プログラムは、3つの主要要素で構成され、互いに密接に連携するように設計されています。



持続可能な農業基準

農場要件



サプライチェーン要件



付属文書(拘束力あり)

認証を受けるには、付属文書の内容を遵守する必要があります。

手引き(拘束力なし)

ユーザーが要件を理解、解釈、実施するのに役立つが、審査に関して拘束力のない文書。



保証システム



データシステムとツール

- ・審査員が農場およびサプライチェーン要件への遵守を評価する方法を設定する要件。
- ・認証機関が一貫して質の高いレインフォレスト・アライアンス審査を実施することを保証する審査規則
- ・新しいレインフォレスト・アライアンスの持続可能な農業基準に対する審査を実施できる組織を決定するための認証機関承認規則
- ・認証機関職員要件

農場およびサプライチェーンレベルの認証保有者は、メンバーとして登録し、新しいITプラットフォームで審査手順を管理し、認証製品の販売取引を記録します。

新しいITベースのツールは、持続可能な農業基準の要件に対する持続可能性の取り組み成果をより適切に追跡および管理するために、生産者、認証保有者、サプライチェーン関係者が徐々に利用できるようになります。

サプライチェーン要件の概要

本文書の要件は、主要なテーマに従って各章で説明されています。

これらの要件は、登録手順後に作成される個別の状況を考慮したチェックリストに含まれている場合はすべて必須ですが、3.4 にある生活賃金支払いへの貢献に関する要件は自己選択であり、例外となります。

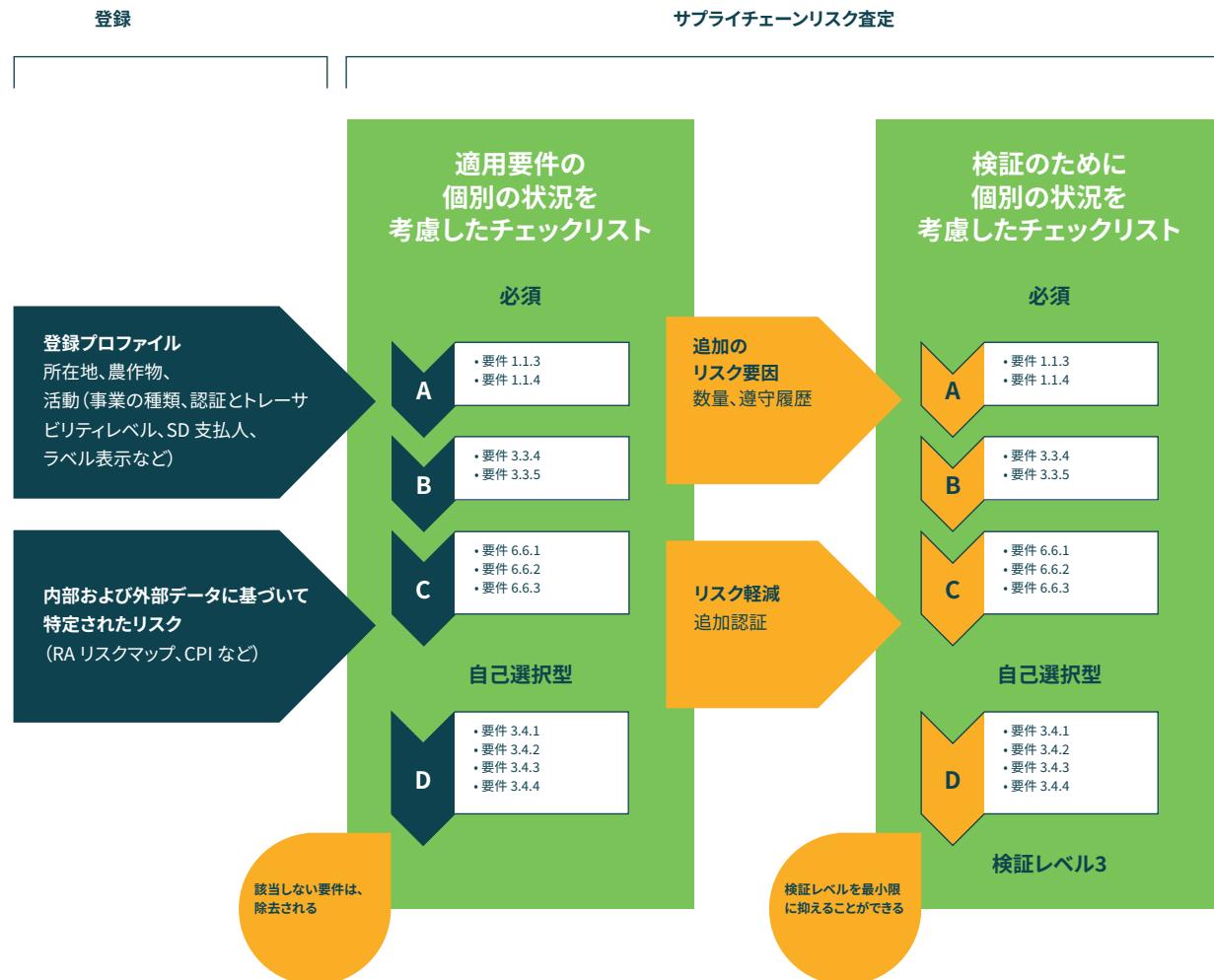
1.管理	
1.1	管理
1.2	運営
1.4	内部監査および自己評価
1.5	苦情解決制度
1.6	ジェンダー平等
2.トレーサビリティ	
2.1	トレーサビリティ
2.2	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ
2.3	マスバランス
3.収入と責任の共有	
3.2	サステナビリティ差額
3.3	サステナビリティ投資
3.4	生活賃金支払いに対するサプライチェーンの貢献(自己選択)
5.社会面	
5.1	児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの評価対処
5.2	結社の自由
5.3	賃金と契約
5.5	労働条件
5.6	健康と安全
6.環境	
6.6	廃水管理

サプライチェーン関係者向けサプライチェーンリスク査定 (SCRA)

保証システムの一部として、必要な検証の種類と頻度を決定するために、個々の施設レベルでの組織の業務における潜在的リスクを評価する質問集で構成されるSCRAを通じてデータが収集されます。同質問集は、登録を通して収集された活動、所在地、および農作物情報に、それぞれの業務に固有なその他の内部および第三者的データ(数量、遵守状況、社会的リスク、その他)を組み合わせた情報に基づいています。組織のプロファイルにより、個別の状況に合ったチェックリストが作成され、必須および適用可能な自己選択型要件の両方が提供されます。

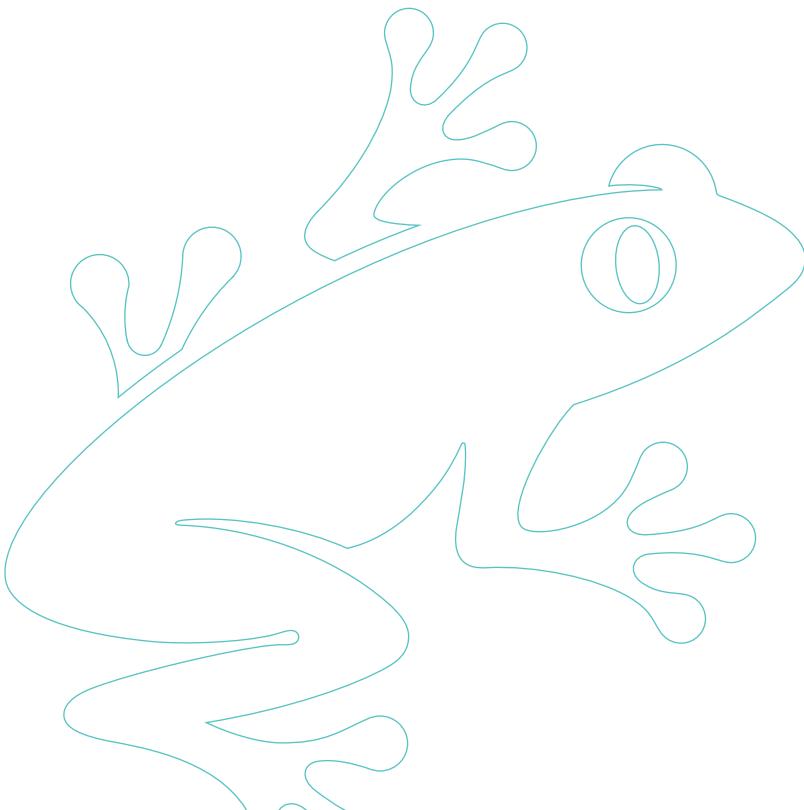
該当する要件リストが組織によって確認されると、SCRAは組織の状況に合ったチェックリストに対処するために必要な検証レベルを決定します。組織は、検証レベルを低下させる可能性のある緩和要素と考えられる必須要件に対して、追加の遵守文書を提供できます。SCRAは次の2つの部分に分類することができます。1) 必須および自己選択型要件の個別の状況を考慮したチェックリスト2) 遵守評価に必要な検証レベル(右図で説明)

認証保有者のリスクプロファイルの個別の状況の考慮



第1章

管理



持続可能性は一種のライフスタイルというだけでなく事業でもあり、事業の成功には管理が必要不可欠です。レインフォレスト・アライアンスは、認証を受けた組織が、効率的で透明性があり、包括的で経済的に存続できる方法で管理されることが望ましいと考えます。そのため、農場と企業が、継続的な改善のための手順とシステムを備えた、総合的な計画および管理システムを実施することが不可欠です。本章には、管理と責任ある事業行動に関連する項目が含まれています。これらの項目の要件は、査定、計画、実施、評価、調整の手順に従います。企業のリスク査定に基づいて、特定の項目に対する緩和策と適応策が定義されています。最後に、本章には、ジェンダーという分野横断的なテーマが含まれています。管理の章にこの項目を含めることは、ジェンダーの基本的な重要性を認識し、農場および企業の多角的な活動に適用されます。

1.1 管理

1.1.3	該当する各レインフォレスト・アライアンスサプライチェーン要件に取り組む、明確に文書化され 実施された <u>管理計画</u> がある。 文書化された手順には、製品の完全性を維持するため、 <u>認証の範囲内</u> の該当するすべての手順に対応する認証製品の管理が含まれる。
1.1.4	サプライチェーン関係者は、自社の業務、サプライチェーン、およびその他のビジネス関係において責任ある事業活動を保証するために、その旨を定める1つ以上の方針を考案、採用、および普及させている。この方針では、人権と環境に対する直接的および間接的な悪影響への対応を定める。 <ul style="list-style-type: none">方針は、責任ある企業行動のための「OECD デューディリジェンスガイダンス」に従うことを約束し、参照する。「OECD多国籍企業向け ガイドライン」または「国連ビジネスと人権に関する指導原則(UNGPs)」への参照と約束も許容される。これらの方針とその実施に対する監督と責任は、経営陣に割り当てられる。方針とその期待される結果は、サプライヤーやその他の事業関係との取り組みで特定される(契約やその他の書面による合意を含む)。 遵守のための潜在的な手段とは、サプライヤーの行動規範を用意することである。 <ul style="list-style-type: none">少なくとも、この方針では、サプライチェーン関係者、そのサプライヤー、およびその他のビジネス関係からの、以下の行動が必要となる。<ul style="list-style-type: none">人権、労働者の権利と条件、健康と安全に関する国および/または地域の法律(または関連する認証基準)の遵守環境保護、森林破壊、生物多様性、廃棄物および<u>廃水管理</u>に関する国および/または地域の法律(または関連する認証基準)の遵守認証済みの数量と非認証(製品)の数量のトレーサビリティと会計要件1.5.1で指定された苦情解決制度 責任ある農業サプライチェーンの方針のひな形については、「責任ある農業サプライチェーンに関するOECD ガイダンス」の25~29ページを参照のこと。

1.2 運営

1.2.3	作業前または作業時に認証規則への遵守を確認する、認証製品の現在の <u>下請業者</u> とサプライヤーの一覧を保持している。 農場の場合、このサプライヤー一覧は、購入先の他の農場のみに言及する。
1.2.9	認証の目的と遵守の記録は、少なくとも4年間保持される。
1.2.16	研修を受け、サプライチェーン管理計画を効果的に実施できる知識とスキルを持つ <u>労働者</u> の一覧がある。
1.2.17	複数圃場/複数施設運営者は、認証に含まれる圃場/施設の一覧を、以下の情報とともに保持している。リスク結果、住所、範囲、およびその圃場/施設での実施担当者。 該当する場合は、共同所有ではない圃場/施設に対する同意書が必要。

1.4 内部監査および自己評価

1.4.1	<p>団体構成員(農場の場合)および施設(サプライチェーン関係者の場合)がレインフォレスト・アライアンスの持続可能な農業基準を遵守していることを評価するために、<u>内部監査システム</u>を導入している。そのシステムには以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none">各団体構成員/施設の年次監査団体構成員/施設の認証初年度の範囲:レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準のすべての要件初年度以降の範囲:リスク査定、前年の内部監査、および審査結果に基づく <p>農場範囲のみの場合</p> <ul style="list-style-type: none">各農地、非農地を含む農場単位が少なくとも3年ごとに審査される輪番制。遠隔農場単位の場合、これは少なくとも6年ごとに行われる。
1.4.3	<p>承認と制裁のシステムは、<u>団体構成員(農場の場合)</u> / <u>施設(サプライチェーン関係者の場合)</u> のレインフォレスト・アライアンスの持続可能な農業基準への遵守に関連して導入されている。そのシステムには以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none">書面による承認および制裁手続き承認および制裁の管理者または委員会団体構成員の改善と是正措置を追跡する制度署名および文書化され、最終的な内部監査報告書に含まれる、各団体構成員の認証状況に関する決定

1.5 苦情解決制度

1.5.1	<p>内部告発者を含む個人、労働者、コミュニティおよび/または市民社会が技術的、社会的、または経済的なあらゆる性質の事業活動および/または業務によって悪影響を被ったという苦情を提起できるようにする苦情解決制度が導入されている。苦情解決制度は、他の企業との協力を通じて、または業界プログラムまたは慣行化された制度を通じて、国連ビジネスと人権に関する指導原則(UNGPs)に従い、直接提供することができる。苦情解決制度は、現地語で利用可能にする必要がある。また、インターネットが分からぬ、あるいはアクセスできない人も利用できなければならない。苦情解決制度には、少なくとも次の要素を含めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">苦情に関する知識を持ち、公平で、利用しやすく、<u>ジェンダー</u>に配慮した、意思決定力のある苦情処理委員会。苦情処理委員会は、少なくとも1人の団体構成員/労働者代表によって形成される。苦情解決制度には、労働者、団体構成員、職員、バイヤー、サプライヤー、<u>先住民族</u>、<u>コミュニティ</u>を含む、内部および外部の利害関係者のための適切な提出窓口が設置されている。匿名の苦情が受け入れられ、守秘義務が尊重される。人権および労働者の権利に関する苦情は、改善プロトコル、および状況に応じて、<u>事前評価対処委員会</u>および/または<u>ジェンダー委員会/担当者</u>との協力に基づいて是正される。苦情および合意された対策が文書化され、妥当な期間内に関係者と共有される。苦情提出者は、苦情解決制度を利用した結果としての雇用/団体構成員の資格の終了、報復または脅威から保護される。 <p>事前評価対処委員会:5.1.1参照 ジェンダー委員会/担当者:1.6.1参照</p> <p> 付属文書4:改善プロトコルを参照してください。</p>
--------------	--

1.6 ジェンダー平等

1.6.1	<p>責任者は以下によって、<u>ジェンダー平等</u>の促進を約束する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>団体構成員/労働者</u>への書面による声明。・ ジェンダー平等と女性のエンパワメントの促進に向けた対策の実施、監視、評価を担当する委員会を任命する <p>大規模農場の場合を除き、<u>責任者</u>は、委員会の代わりに担当者を任命することが選択できる。</p> <p>担当委員会/担当者の責任は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ジェンダー平等と女性のエンパワメントについて知識を持って精通している。・ 委員会の場合、少なくとも1人の女性と1人の責任者を含む・ 団体構成員/労働者に知られており、話しかけやすく、信頼されている <p>手引き書G: ジェンダー平等</p> 
1.6.2	<p>担当委員会/担当者は、以下の活動を実行する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 基本的な農場リスク査定またはサプライチェーンリスク査定に従ってジェンダー平等緩和策を実施し、これらの対策を管理計画に含める・ 少なくとも年に1回、責任者と(生産者団体)職員のジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する意識を高める活動を行う・ 改善プロトコルに従って、ジェンダーに基づく暴力およびジェンダーに基づく差別に関する改善に関与する <p>農場の範囲 農場リスク査定: 1.3.1参照 管理計画: 1.3.2参照 サプライチェーンの範囲 管理計画: 1.1.3参照</p> <p>付属文書3: 農場リスク査定ツールを参照してください。</p>  <p>付属文書4: 改善プロトコルを参照してください。</p> 

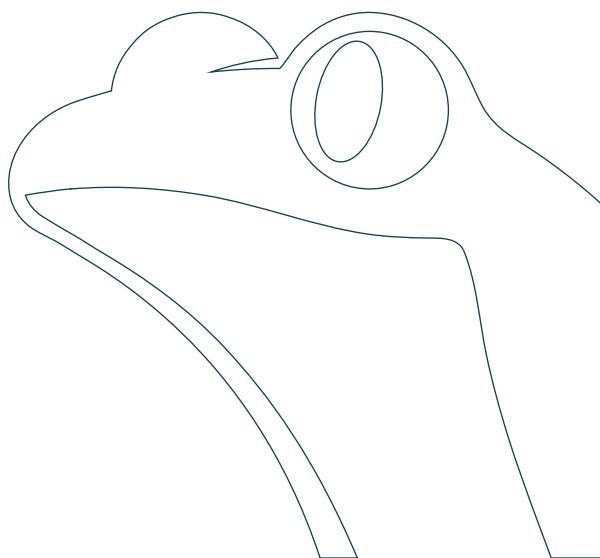
第2章

トレーサビリティ

成功する、信頼される持続可能な農業認証プログラムは、認証製品が実際に基準に従って生産されているということを、自信をもって利用者に提供できなければなりません。

これには、生産者からサプライチェーンまでの製品を追跡できる強固で透明性が高いシステムが必要です。

本章の要件は、レインフォレスト・アライアンストレーサビリティプラットフォームで認証製品を正確かつ確実に追跡し、認証製品に対して行われた作業（転換や販売を含む）を報告するための枠組みを認証保有者に提供します。



2.1 トレーサビリティ

2.1.3	認証製品は、輸送、保管、加工を含むすべての段階で、非認証製品から視覚的に分離されている。
2.1.4	責任者は、 <u>団体構成員</u> (農場の場合)/ <u>施設</u> (サプライチェーン関係者の場合)から認証の範囲の最終的な位置までの、(収集場所、輸送、加工装置、倉庫などの)すべての仲介人、および製品に対して実行された加工を含んだ製品工程を正確に叙述している。
2.1.6	数量の重複販売が行われていない。非認証製品として販売された製品、別のスキームまたは持続可能性イニシアチブの下で販売された製品が、レインフォレスト・アライアンス認証としても販売されていない。
2.1.8	換算係数を計算するための正しい方法論が、各認証製品に対して実証され、文書化されている。  付属文書6:トレーサビリティと責任の共有を参照してください。
2.1.9	認証製品の重量または数量を定義するために使用される機器は、毎年調整されている。
2.1.10	過去12か月間の認証製品の数量概要が提供されている。これには、入荷、購入量、在庫、加工、出荷、規格外品や紛失、販売(該当する場合)が含まれる。
2.1.11	認証製品の法的所有権および/または物理的所有権が変更された場合、文書には、パーセンテージとトレーサビリティの種類が含まれている。
2.1.12	作成された <u>レインフォレスト・アライアンス表示文言</u> が有効であり、レインフォレスト・アライアンス認証プログラムの要件に準拠していることを示す証拠(ラベルの承認、送受信書類、現場手順)を保持している。

2.2 オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ

2.2.1	認証製品の販売取引は、出荷が行われた四半期の終了時から遅くとも2週間後以内にレインフォレスト・アライアンストレーサビリティプラットフォームに記録されている。  付属文書6:トレーサビリティと責任の共有を参照してください。
2.2.2	認証製品の総売上は、総生産量(該当する場合)、認証製品の購入と前年の残存する在庫の合計を超えていない。
2.2.3	レインフォレスト・アライアンス認証として販売されなかった数量および/または規格外品や紛失数量は、四半期の終了時から2週間以内にトレーサビリティプラットフォームから削除される。  付属文書6:トレーサビリティと責任の共有を参照してください。
2.2.4	一般に公開される商標使用の場合、包材用および広報資料向けの「レインフォレスト・アライアンスラベル表示と商標方針」に従って、使用前に承認が取得されている。
2.2.5	1つの取引として結合される出荷には、その取引を個々の出荷に関連付けるのに十分な情報が含まれている。
2.2.6	認証保有農場によるトレーサビリティプラットフォームの権限を付与する書面による確認と当事者双方による確認が入手可能な状態にある。
2.2.7	トレーサビリティプラットフォームの <u>権限</u> を付与された当事者は、該当するトレーサビリティ要件および関連する手引きに準拠している。  付属文書6:トレーサビリティと責任の共有を参照してください。

2.3 マスバランス

2.3.1	数量クレジットは、実際に発生する可能性のある手順に対してのみ転換されている。転換により以前の製品に戻すことはできない。
2.3.2	マスバランスとして販売される製品の数量は、認証済みとして購入された数量で100% 包含されている。
2.3.3	認証製品の購入および販売に関する書類には、認証および非認証原料に関する国レベルの原産地情報が含まれている。
2.3.4	認証済みとして販売される製品は、農作物別の付属文書に従って、原産国情報の最小パーセンテージ要件を満たさなければならない。  付属文書6:トレーサビリティと責任の共有を参照してください。
2.3.5	クレジット取引は、認証内の <u>地域範囲</u> に限定されている。ある認証から別の認証への移動には、関連製品の物理的な出荷が伴う。
2.3.6	購入量を超える認証製品の販売が、認証数量バランスを超過した四半期の終わりから2週間以内に、認証製品の十分な購入で補われることを保証するための手順が実施されている。

第3章

収入と責任 の共有

レインフォレスト・アライアンスは、持続可能性を私たちが事業を行う部門の標準にすることを目指しています。これには、特定の部門におけるサプライチェーンの業務原則の根本的な変革を伴います。これは、農業生産の持続可能性が、農作物の経費・費用よりも重要なサービスとして評価および価格設定され、原産地での持続可能性の実践を推進するために必要な投資は、生産者だけでなく市場も負担するシステムへと移行することを意味します。これらの目標は、2020持続可能な農業基準における2つの重要な要素の中に示されています。1つ目は、サステイナビリティ差額です。これは、認証農作物の販売に対して市場価格を超えて認証保有農場に支払われる必須の現金支払いです。

2つ目は、サステイナビリティ投資です。これは、原産地における持続可能性の進展を促進するために認証保有農場が必要とする投資に寄与するため、認証製品購入者によって行われます。本章には、認証保有農場レベルでの生活賃金の支払いに対するサプライチェーン関係者の貢献に関する一連の自己選択型要件も含まれています。

3.2 サステイナビリティ差額

3.2.3	認証製品の購入者は、販売者が市場価格、品質プレミアム、またはその他の差額に加えて、現金で <u>サステイナビリティ差額</u> を受け取ることを保証する。
3.2.4	購入者と販売者は、サステイナビリティ差額の支払額と契約条件が合意された契約を締結している。 サステイナビリティ差額は、価格、品質プレミアム、その他の差額とは明確に区別される。  付属文書6:トレーサビリティと責任の共有を参照してください。
3.2.5	サステイナビリティ差額は、農場の認証所有者から <u>第一バイヤー</u> への物理的所有権の移行後3か月以内に支払われる。  付属文書6:トレーサビリティと責任の共有を参照してください。
3.2.6	サステイナビリティ差額支払いは、四半期ごとに1回、 <u>トレーサビリティプラットフォーム</u> に記録される。  付属文書6:トレーサビリティと責任の共有を参照してください。
3.2.7	サステイナビリティ差額は、所定の最低額以上支払われる。  付属文書6:トレーサビリティと責任の共有を参照してください。

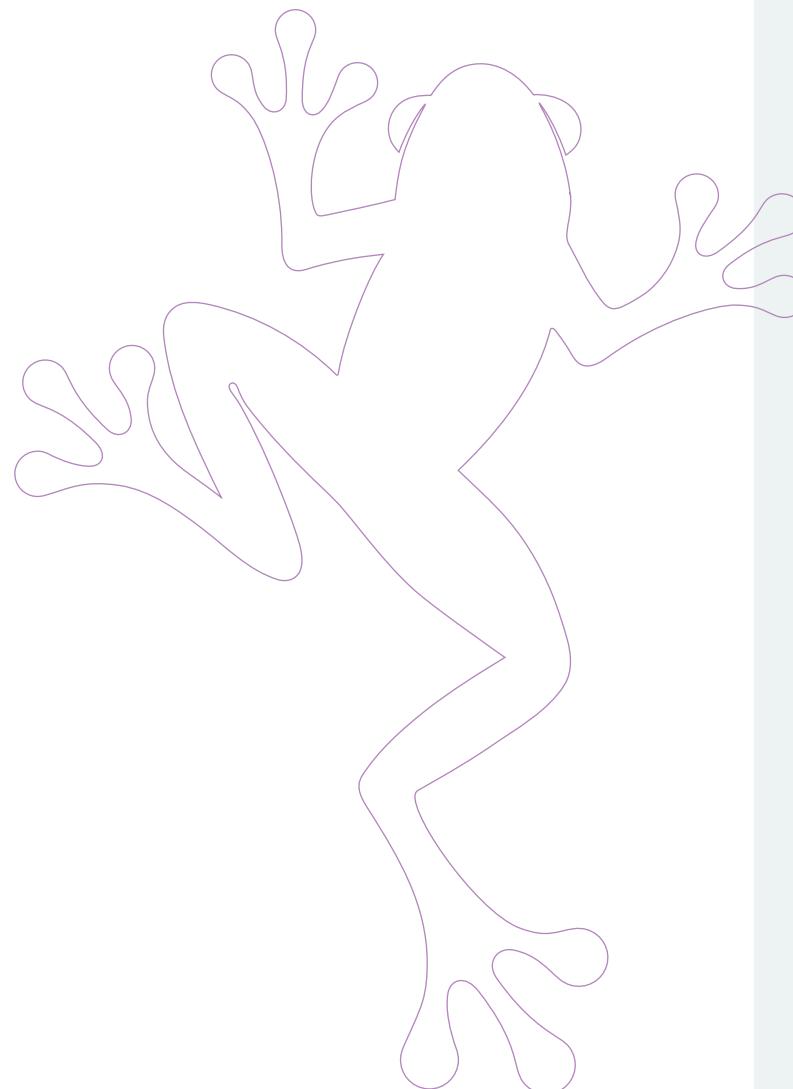
3.3 サステイナビリティ投資

3.3.4	認証製品の購入者は、認証保有農場がサステイナビリティ投資を受けることを保証する。 <u>サステイナビリティ投資</u> は、認証保有農場の投資計画で特定された需要と一致している。
3.3.5	農場への投資の年次報告がまとめられ、入手可能な状態にある。投資は、 <ul style="list-style-type: none">認証保有農場の投資計画で特定された投資ニーズに合致している。支払いの証拠によって実証されている。<u>トレーサビリティプラットフォーム</u>に毎年記録されている。

3.4 生活賃金支払いに対するサプライチェーンの貢献

3.4.1	サプライチェーン関係者は、認証所有農場の賃金改善計画のコピーを保持し、それを達成するための支援をいつどのように提供できるかを特定している。
3.4.2	該当するサプライチェーン関係者が農場の賃金改善計画の実施に寄与するための手順、目標、日程について認証保有農場と合意に達したという書面による証拠がある。
3.4.3	農場の賃金改善計画への貢献が行われており、認証保有農場と合意した手順、目標、および日程に合致していることを示す証拠がある。
3.4.4	サプライチェーン関係者による農場への生活賃金支払いの貢献に関する直接的な金銭的またはその他の種類の投資は、トレーサビリティプラットフォームに記録されている。

第5章 社会面



社会面の章では、労働者が自身とその家族のためにより良い労働条件と生活条件を実現できるようにすること、移民、子供、若者および女性などの社会的弱者に特別な注意を払い、平等と尊敬を促進すること、認証された事業の人権と労働権の保護を強化することを目指しています。

持続可能な生活を支援するため、
レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業
基準は、すべての基本的な人権と労働権、健康
と安全、適切な生活と労働条件に関する要件を
定めています。
これらの要件は、国連ビジネスと人権に関する
指導原則(UNGP)、関連するILO条約、その他の
マルチステークホルダーの概念と協調します。

5.1 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの評価対処

5.1.1

言質

責任者は、以下を行うことにより、児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの事前評価対処を行うことを約束する。

- 事前評価対処システムを担当する責任者代表の任命。
- 大規模農場、個別に認証された農場、サプライチェーン関係者の場合、任命された責任者代表と労働者代表(1人または複数人)で構成される委員会に、事前評価対処システムを管理する権限を与える。
労働者代表(1人または複数人)は労働者によって選ばれる。
- 団体責任者の場合、任命された責任者代表と団体構成員の代表者で構成される委員会に、事前評価対処システムを管理する権限を与える。団体責任者は、委員会の代わりにのみ、責任者代表の任命を選択できる。

委員会のメンバーは、

- 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントに関する知識を持っている。
- 団体構成員/労働者に対して公平で、話しかけやすく、信頼されている。

コミュニケーション

- 責任者代表/委員会は、責任者、苦情処理委員会、ジェンダー担当者/委員会と協力する。
- 少なくとも年に一度、責任者および(生産者団体)職員のこれらの4つの問題に対する意識を高める。
- 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントは許容されず、責任者が関連する事例を評価して対処するシステムを整備していることを労働者/団体構成員に書面で通知する。この情報は、常に中心的施設に見えるように表示されている。



手引き書1:事前評価対処方式を参照してください。

5.1.2

リスク軽減:

責任者代表/委員会は、基本的な農場リスク査定またはサプライチェーンリスク査定で特定された緩和策を管理計画に含め、対応する対策を実施する。

基本的な農場リスク査定は、少なくとも3年ごとに繰り返される。

サプライチェーンのリスク査定は、毎年行われる。

農場の範囲

管理計画:1.3.2参照

農場リスク査定:1.3.1参照

サプライチェーンの範囲

管理計画:1.1.3参照



付属文書3:農場リスク査定ツールを参照してください。

5.1 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの事前評価対処

5.1.3	<p>監視</p> <ul style="list-style-type: none">・責任者代表/委員会・リスクとリスク軽減策の実施を監視する。・児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの可能性がある事例を、責任者および苦情処理委員会に報告する。・改善取り組みを監視する(5.1.4を参照)。監視システムの強度は、リスクレベルと問題に合わせて調整される。 <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none">・監視システムによって特定され、苦情解決制度に参照された潜在的な事例の数(ジェンダー、年齢、問題の種類別)
5.1.4	<p>改善</p> <p>責任者代表/委員会は、児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの事例を改善する方法を、管理計画で定める。確認された事例は、レインフォレスト・アライアンス改善プロトコルに従って改善され文書化される。被害者の安全と<u>守秘義務</u>は、手順全体を通じて保護される。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none">・改善プロトコルに基づいて改善され、確認された児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの件数と割合(ジェンダー、年齢、問題の種類別) <p> 付属文書4:改善プロトコルを参照してください。</p>

5.2 結社の自由

5.2.1	<p>労働者は、雇用主からの事前承認なしに、国内法に従って、組合または労働者団体を結社する権利、自分で選択した組合または労働者団体に参加する権利、団体交渉に参加する権利を有する。労働者代表は、定期的な自由選挙で労働者の中から民主的に選出される。責任者は、雇用開始前に、その従業員が理解できる言語で記載された方針を通じてこれらの権利について通知する。結社の自由と団体交渉に関する書面による方針は、職場で常に目に見える形で表示される。</p> <p><u>結社の自由と団体交渉の権利が法律で制限されている場合、責任者は独立した自由結社、交渉、責任者との対話と同等の手段の発展を妨げることはできない。</u></p> <p>ILO 条約、結社の自由および団結権の保護に関する条約、1948年(第87号)</p>
5.2.2	<p>労働者は、過去または現在の労働者組織または労働組合参加あるいは活動の理由により、差別または報復の対象にはならない。責任者は、組合員や労働者代表に罰則、賄賂、その他の影響を与えない。解雇の理由や労働者と組合あるいは労働者組織との関係を含め、雇用終了の記録が保管される。責任者は、労働者組織および/または組合の内政、あるいはそのような組織の成員に関連する選挙や義務に干渉しない。</p> <p>ILO 条約、団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約、1949年(第98号)</p>
5.2.3	<p>責任者は、労働者代表に、その代表者としての職務を遂行し、会議に出席するための合理的な有給休暇を提供する。必要に応じて、責任者は、会議の場所、コミュニケーション手段、保育などの合理的な設備を労働者代表に提供する。責任者は、労働者組織および/または組合掲示板を使用して、活動に関する情報を伝達できるようにする。責任者は、労働条件と雇用条件を総合的に改善し、それに取り組むために、自由選挙で選ばれた労働者代表との対話を設ける。責任者は、労働者組織および/または労働組合との会合の議事録を保管する。</p> <p>ILO 条約、労働者代表に関する条約、1971年(第135号)</p>

5.3 賃金と契約

5.3.1	<p>3か月以上連続して業務に就く<u>正規労働者</u>および<u>臨時職員</u>は、両当事者によって署名された<u>雇用契約</u>を結ぶ。<u>労働者</u>は、署名時に契約書のコピーを受け取る。3か月未満の期間で雇用される正規労働者および臨時職員には、少なくとも口頭での契約がなければならない。</p> <p>適用法に基づいて法的に拘束力のある雇用関係を構築する場合にのみ、書面による契約ではなく口頭による契約が認められる。雇用主は、以下に記載されているすべての条件を含む口頭契約の記録を保管し、これらの条件を労働者に通知する。</p> <p>書面/口頭による契約には最低でも以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none">・職務・勤務場所・労働時間・賃率および/または賃金計算方法・残業代率・支払いの頻度または日程・控除、現物給付などの福利厚生・有給休暇・病気、障害、事故の際の医療休暇と保護・契約終了の通知期間（該当する場合）
5.3.2	<p><u>責任者</u>は、永続的または継続的な業務のために<u>臨時職員</u>を雇用するなど、<u>労働者の給与</u>および/または福利厚生を排除または削減するために考えられた取り決めや慣行には関与しない。</p>
5.3.3	<p>労働者は、少なくとも適用される最低賃金か、団体交渉協定(CBA)で交渉された賃金のどちらか高い方を受け取るものとする。生産、割り当て業務、または出来高払いの仕事の場合、支払いは、週48時間制労働または国の法定労働時間制限に基づく少なくとも最低賃金のいずれか低い方でなければならない。最低賃金が毎年調整されていない、またはCBAで最低賃金が規制されていない国では、国内のインフレ率に基づいて毎年調整される。</p>
5.3.5	<p>賃金からの控除は、国内法またはCBAで規定されている場合にのみ許可される。前払い、労働組合会費、融資などの任意の賃金控除は、<u>労働者</u>からの書面または口頭による同意がある場合にのみ行うことができる。懲戒処分としての賃金控除は認められていない。法律で許可されている場合を除き、道具、装備、用具一式に関連する業務の控除は許可されない。</p> <p>現物給付は国内法に準拠していかなければならないが、報酬総額の30%を超えてはならない。</p>
5.3.6	<p>労働者は、労働者と雇用者の両当事者によって合意された定期的な間隔で給与が支払われるが、少なくとも毎月支払われなければならない。労働者ごとに、労働時間(定時および残業)および/または生産量(該当する場合)、賃金と控除の計算、および支払われた賃金の記録が保管されている。労働者には、各支払いに上記の情報が含まれている給与明細が提供される。</p>

5.3 賃金と契約

5.3.8	同等の価値のある仕事には、 <u>ジェンダー</u> や <u>労働者</u> の種類、民族、年齢、肌の色、宗教、政治的意見、国籍、社会的出身などの <u>差別</u> がない同等の適切な報酬が支払われる。
5.3.9	<p>労働者派遣業者を利用して^{いる}場合、責任者は契約書と文書化された監視制度を用意し、労働者派遣業者が以下に該当することを確実にする。</p> <ul style="list-style-type: none">所轄の国家当局(そのような制度がある場合)によって認可または認証され、適用法要件に準拠している。詐欺的または強制的な採用活動に従事していない。持続可能な農業基準の労働者関連のすべての要件に準拠している。 <p>すべての採用費用は、労働者ではなく、<u>責任者</u>が支払う。</p>

5.5 労働条件

5.5.1	<p>労働者は、1日あたり8時間の所定労働時間を超える、および1週間あたり48所定労働時間を超過する勤務をしていない。さらに、労働者は最大6時間の連続業務の後に少なくとも30分の休憩、最大6日の連続勤務の後に少なくとも丸1日の休暇が与えられる。警備員の通常の労働時間は、年間平均で週56時間を超えない。</p> <p>ILO 条約、労働時間に関する条約(産業)、1919年(第1号) ILO 条約、労働時間に関する条約(商業および事務所)、1930年(第30号)</p>
5.5.2	<p>残業は任意であり、以下の場合にのみ許可される。</p> <ul style="list-style-type: none">a) 適時に依頼される。b) 国内法またはCBAのどちらか高い方に従って残業代が支払われる。法律やCBAがない場合は、通常の賃金レベルの少なくとも1.5倍以上が支払われる。c) 残業により健康と安全のリスクを増大させることがない。残業時間中の事故率は監視され、事故率が通常の勤務時間中よりも残業時間中のほうが高い場合は、残業時間が削減される。d) 労働者には残業後に安全に家に帰る交通手段がある*。e) 週の総勤務時間が週60時間を超えない。農場にのみ適用される例外的な状況は、h)を参照。f) 労働者は、最大6時間連続で業務を行った後に少なくとも30分の休憩を取り、24時間のうち少なくとも10時間の連続した休息を取る。g) 各労働者の正規労働時間と残業時間が記録されている。h) 茶類、コーヒー、バナナ、生鮮果物、花卉農場にのみ適用:過剰生産、インフラストラクチャの損傷など収穫が失われる危険性がある例外的な状況の場合、最長で年間12週間の間、残業が1週間あたり合計24時間まで可能になり、労働者は最大21日間連続して勤務できる。 <p>*小規模農場の生産者団体では、団体構成員が雇用する労働者には適用されない。</p> <p>ILO 条約、労働時間に関する条約(産業)、1919年(第1号) ILO 条約、労働時間に関する条約(商業および事務所)、1930年(第30号) 農業における安全と健康に関するILO 行動規範、2010年 国際労働会議第107回総会、労働時間に関する一般研究、2018年</p>
5.5.3	<p>妊娠中の正規労働者は、少なくとも14週間(最大で出産予定日の6週間前から、少なくとも出産後6週間)の有給休暇を取得することができる。出産休業の後、その前と同じ条件で、差別、年功序列の喪失、または賃金の控除なしで、仕事に戻ることができる。</p> <p>妊娠中、授乳中、または最近出産した労働者は、柔軟な勤務日程を設定することができ、勤務地も考慮される。授乳中の女性は、1日あたり追加で2回の30分休憩と、子供に授乳する場所が与えられる。授乳スペースは以下の条件を満たさなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">・搾乳するために機能的(最低でも、椅子と必要な場合は搾乳装置用の平らな面がある)・人目に付かない。・公衆や同僚が侵入してこない。・母親が授乳または搾乳する必要があるときにいつでも利用可能。・トイレではない。 <p>ILO条約、1952年の母性保護条約に関する改正条約(第183号)</p>

5.6 健康と安全

5.6.1	<p>能力のある専門家が職場における健康と安全リスクの分析を行う。対応する健康と安全対策を管理計画に組み込み、少なくとも以下を考慮して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none">・リスク分析・規制の遵守・労働者の訓練・健康と安全を確保するための手順と機器使用 <p>職場における健康と安全の欠落が原因となる事故の数と種類が記録され(男性と女性を明記)、それには農薬使用に関連する事故も含まれる。</p> <p>小規模農場の生産者団体の場合、これは自身の施設に対して行われる。</p> <p>ILO 条約、労働安全衛生に関する条約、1981年(第155号)</p>
5.6.2	<p>労働者の業務に関連する怪我の治療のための救急箱を用意し、病院への輸送や病院での治療を含む緊急医療は無料で提供される。</p> <p>救急箱は、製造、加工、およびメンテナンスが行われる施設の中心地点に配置される。緊急時には、シャワーや洗眼液などの適切な対策が講じられる。応急処置の訓練を受けた職員が、勤務時間中に立ち会う。労働者には、緊急の場合に応急処置を受けるためにどこに行き、誰に連絡すればよいか周知されている。</p>
5.6.4	<p>労働者は、次のいずれかの方法で常に十分かつ安全な飲料水を利用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none">・公共の飲料水システム、または・各レインフォレスト・アライアンス認証審査に先立つ検査に基づいて、または水質汚染リスクが発生または特定された際に行われる検査に基づいて、現地の法律またはWHOによって設定された飲料水指標に準拠した、責任者によって提供される飲料水。 <p>飲料水源は保護され、汚染を回避するための配水メカニズムが管理される。</p> <p>貯水は蓋をつけて汚染から保護され、少なくとも24時間ごとに新鮮な飲料水と交換される。</p>
5.6.7	<p>十分な数の清潔で機能するトイレと手洗い場所が、農業生産、加工、メンテナンス、事務所、および労働者の住居の内部または近くに提供されている。</p> <p>10人以上の労働者がいる場合は、施設をジエンダーで分ける。小便器は、女性が使用するトイレと分離されている。社会的弱者の安全性とプライバシーは、少なくとも明るく照らされた、施錠可能な施設によって確保される。労働者は、必要に応じてこれらの施設を頻繁に訪れることができる。</p>
5.6.8	<p>労働者は、健康に関する項目、医療休暇の方針、およびコミュニティでのプライマリーヘルスケア、妊産婦および生殖保健サービスの利用可能性に関する情報を受け取る。</p>
5.6.9	<p>危険な状況(例えば、機械または有害物質を扱うのに困難な地形)で作業する人は、適切な防護服(PPE)を使用するものとする。</p> <p>このような人々は、PPEの使用について訓練を受けており、無料でPPEを利用できる。</p>
5.6.10	<p>労働者が使用するすべての道具は、業務の上で良好な状態である。</p> <p>機械には、労働者が理解できる安全な使用方法に関する明確な説明が提供され、危険な部分は保護または収納されている。そのような機械を使用する労働者は適切に訓練されており、法律で要求されている場合、機械を操作する労働者は適切な免許を持っている。</p> <p>機械やその他の機器は、使用されていないときは安全に保管される。</p>

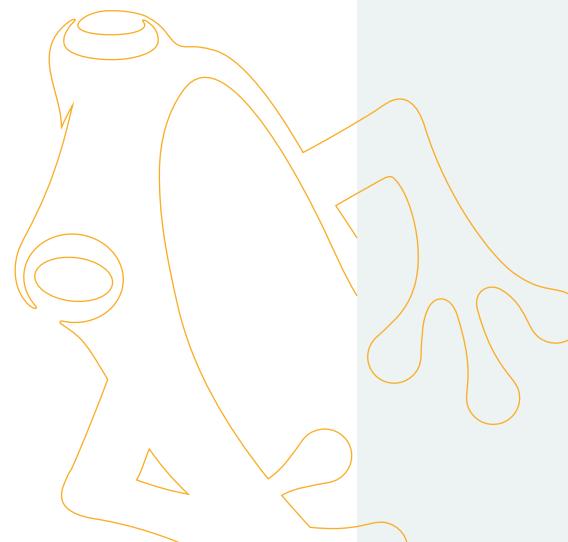
5.6 健康と安全

5.6.11	妊娠中、授乳中、または最近出産した女性労働者を、その女性、胎児または乳児の健康に <u>危険性</u> をもたらす業務に参加させていない。業務の再割り当ての場合、報酬の削減はない。責任者は妊娠検査を要求しない。
5.6.12	労働者は、雇用主の許可を求めることなく、また罰せられることなく、差し迫った <u>危険</u> のある状況を回避することができる。
5.6.13	作業場、保管場所、加工施設は安全で、十分な採光と換気がなされ、清潔な状態である。 明確かつ書面による事故および緊急事態の対応手順が示されている。これには、表示付き非常口、避難経路図、少なくとも年1回の緊急訓練が含まれる。 責任者はこの手順について <u>労働者</u> に周知する。 消防設備および資材の流出を防ぐための機器がある。労働者は、この機器類の使用方法について訓練を受けている。 許可された関係者のみが作業場、保管場所、または加工施設に出入りできる。
5.6.14	作業場、保管場所、加工施設、またはその他施設で業務を行う <u>労働者</u> は、日差しや雨から身を守ることができる清潔で安全な食事場所を提供される。畠仕事をする労働者は、日差しや雨から身を守ることができる場所で食事を取ることができる。
5.6.15	労働者は、労働衛生、安全、衛生に関する基本的な研修を受ける。衛生指導は中心的施設に見えるように表示される。
5.6.16	有害な農薬を定期的に取り扱う労働者は、少なくとも年に1回は健康診断を受ける。有機リン酸塩またはカルバメート系農薬へ定期的に晒されている場合、検査にはコリンエステラーゼ検査が含まれる。労働者は健康診断の結果を知ることができる。

第6章

環境

農業の管理方法によっては、自然環境にプラスまたはマイナスの影響を与える可能性があります。環境の章では、認証された組織が地球にプラスの影響を与えるための道筋を概説していきます。農場の範囲を超えた環境リスクも存在するため、現時点で特定の環境項目、廃水管理に高いリスクを示している特定のサプライチェーン関係者にも要件が適用されます。繰り返しになりますが、レインフォレスト・アライアンスは、認証が景観保全の全体像に適合してなければいけないことを認識しています。景観保全において、生物多様性と地球に持続的な影響をもたらすには、複数の戦略が必要になります。本章の内容は、認証された組織に対してこの目標の出発点を示しています。より長い目で見て、他の関連する環境項目が徐々にサプライチェーン要件に導入されていきます。



6.6 廃水管理

6.6.1	<p>廃水処理の検査は、主要な業務期間中にすべての排出地点で実施され、結果が文書化されている。</p> <p>農場生産者団体の場合、これはすべての生産者団体が管理する(集合的)処理施設と、様々な種類の処理システムを含む団体構成員の処理業務の代表的な標本で行われる。</p> <p><u>水生態系</u>に排出された<u>加工過程で発生する廃水</u>は、合法的な廃水品質指標を満たしている。この基準がない場合、<u>廃水指標</u>を満たしている。</p> <p><u>加工過程で発生する廃水</u>は、指標を満たすためにきれいな水と混合することはできない。</p>
6.6.2	<p>生活排水、汚泥および<u>下水</u>は、生産活動および/または加工活動には使用されていない。</p> <p>下水は、処理されない限り、<u>水生態系</u>に排出されない。</p> <p>処理された排水は、合法的な廃水品質指標を満たすか、これらがない場合は<u>廃水指標</u>に適合していることが示されている。(小規模生産者には適用されない)。</p>
6.6.3	<p><u>加工過程で発生する廃水</u>は、粒子や毒素を取り除くための処理を受けていない限り、土壤に流出させていない。</p> <p>処理済みの<u>廃水</u>を灌漑に使用する場合、<u>廃水指標</u>に加えて、灌漑用廃水指標に準拠していなければならない。</p>